



令和5年8月8日

箱根町記者発表資料

人材確保等支援事業補助金制度の拡充について

人材確保等支援事業補助金

1 目的

省人化への取組みを新たに行った町内中小企業等を支援するため、次のとおり町独自の補助金制度を拡充しました。

2 内容

[補助対象者]

次の事業に取組まれた中小企業・小規模事業者・個人事業主

※各事業につきそれぞれ1件まで申請可能です。

New!! ①省人化事業

人材確保が難しい町内中小企業者等が人員の補充又は増員に代えて、生産性を高め、人が行う作業等を効果的に代替する省人化機器・設備等を新たに導入する取組み

②人材確保事業

働き方改革や生産性向上への取組を進める町内中小事業者等が人材確保を図ることを目的に行う新たな取組み

③人材育成事業

町内中小事業者等の経営者又はその従業員が働き方改革や生産性向上に向けて技術、技能又は知識の習得を図るための新たな取組み

[補助金額] 所要経費の2分の1

補助上限額 20万円

※同一事業について、連続する3年間を上限（①省人化事業については、1か年のみの補助）

[申請書類配布]

原則、箱根町ホームページからのダウンロード

ホーム > 暮らしのガイド > 融資・補助金 > 箱根町人材確保等支援事業補助金



町長コメント

町内事業者の人材不足解消に向けた取組を支援するため、補助金制度を拡充しました。

事業者の皆さまには、この支援策を活用していただくことで事業の質の向上を図っていただき、箱根という観光地の魅力アップ・地域の活性化につなげていただきたいと期待しております。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 金子

電話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp